○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十七日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年七月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦五隻　航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

東北地方整備局長　岡田　光彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　二三・〇〇～一四・二〇　七四・六〇メートル

後　二三・〇〇～一四・二〇　一・一八〇キロメートル

山形市大野目一丁目三三一番三から同市浜崎二四番まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年七月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十七日

東北地方整備局長　岡田　光彦

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　昭		
カヤエース　KAM−14CⅡ型	2−04−H−001	2−09K−H−001
〃　KAM−20CⅡ型	〃　−1	〃　−1
〃　KAM−21CⅡ型	〃　−2	〃　−2
〃　KAM−25CⅡ型	〃　−3	〃　−3
〃　KAM−30CⅡ型	〃　−4	〃　−4
カヤエース　KAM−33TⅡ型	2−04−H−002	2−09K−H−002
〃　KAM−35TⅡ型	〃　−1	〃　−1
〃　KAM−38TⅡ型	〃　−2	〃　−2
〃　KAM−40TⅡ型	〃　−3	〃　−3
〃　KAM−43TⅡ型	〃　−4	〃　−4
〃　KAM−45TⅡ型	〃　−5	〃　−5
〃　KAM−48TⅡ型	〃　−6	〃　−6
〃　KAM−50TⅡ型	〃　−7	〃　−7

○北陸地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一一・〇〇～一四・〇〇　四五・〇〇メートル

後　一一・〇〇～三六・〇〇　〇・三一六キロメートル

氷見市中田字堂後二七七一番三から同市中田字下田七五四番一まで

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十号　氷見市中田字堂後二七五九番から同市中田字下田一三九九番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月十七日

○北陸地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一五・二〇～一八・〇〇　二一・〇〇メートル

後　一五・二〇～一八・〇〇　〇・〇六六キロメートル

高岡市上四屋六六七番一から同市上四屋六六三番一まで

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所